

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市下水道条例施行規程（昭和 52 年水道事業管理規程第 5 号）第 23 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は旭川市水道局において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 6 日

旭川市水道事業管理者 富岡 賢司

- 1 お客様番号及び検針年月日
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市水道局上下水道部料金課
- 3 納入場所
旭川市水道事業出納取扱金融機関（北海道銀行）
旭川市水道事業収納取扱金融機関
旭川市水道局
旭川市役所、各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター
下水道使用料の収納事務を取り扱うコンビニエンスストア等
- 4 送達を受けるべき者
別紙のとおり

令和8年8月6日 公示送達者一覧

通番	お客様番号	使用者名	検針日
1	7601308-007	山田 稜加	令和8年3月31日
2	6206353-004	山田 尚幸	令和8年3月5日
			令和8年5月7日
3	6903233-005	(株)タツケン	令和8年3月31日
4	7502829-007	山地 泰斗	令和8年2月20日
5	6803106-007	馬淵 麻衣子	令和8年3月24日
6	8713252-006	佐藤 大輔	令和8年3月6日
7	8204379-002	平宮 裕子	令和8年3月23日
8	8715499-005	室谷 侑里	令和8年2月2日
9	6401455-009	野邊 楓生	令和8年5月8日
10	6706046-016	山本 聡	令和8年5月26日